



市民の皆さんにこれからも住み続けたい、そして、船橋を知らない全国や世界の皆さんに、訪れたい、住んでみたい。

民間企業等で培った経験を市役所で生かしてみませんか。熱意あふれる広報マンを募集します。

## 求む 船橋の魅力を生かして！ 民間経験のある広報マン

業務内容等々広報課 ☎436・2015  
勤務条件等々職員課 ☎436・2132

民間企業等で培った経験を生かして、民間企業等でも培った知識や技能、人脈を生かして船橋の魅力を生かして広報をお願いします。

業務内容 ○市に関する情報を各種メディアにより市内外に戦略的に発信 ○戦略的な情報発信のためのイベント等の企画・立案および助言・指導など

対象 民間企業等で観光、宣伝等の広報業務の実務経験が直近5年の中2年以上ある人

採用予定日 6月1日から9月1日までの間※応募相談

採用人数 1人  
任期 3年※最長2年延長の場合あり  
給与 年約800,900万円※初任給は職務経験等を考慮し決定  
選考方法 左表  
採用期間 応募書類を3月31日(必着)までに郵送で職員課(〒273-8501住居不費)へ  
応募書類は2月17日(月)から広報課、職員課で配布。市ホームページからも取ります。

区分	選考方法	日程(予定)
一次	書類審査	4月上旬
二次	プレゼンテーション審査、個別面接、身体検査	4月26日出、27日入のいずれか1日

## 在宅の障害者の皆さんへ 各種手当をご利用ください

障害福祉課 ☎436-2308 ☎433-5566

手当の種類は下表のとおりです。現在支給を受けていない人で、該当すると思われる場合は、お問い合わせください。なお、手当の種類が(国)の場合、下表の対象の目安と同程度の障害でも支給を受けられる場合があります。

手当の種類	対象の目安	支給月額(2月15日現在)	所得制限
特別児童扶養手当(国)	障害者が20歳未満 次のいずれかに該当する児童を監護・養育 1 級・2級 ○身体障害者手帳おおむね1級・2級 ○療育手帳おおむねA~A2	5万500円	あり
心身障害児福祉手当(市)	障害者が20歳未満 次のいずれかに該当する児童を監護・養育 1 級・2級 ○身体障害者手帳おおむね3級・4級の一部 ○療育手帳おおむねB1	3万3330円	なし
障害児福祉手当(国)	障害者が20歳未満 次のいずれかに該当する児童を監護・養育 1 級・2級 ○身体障害者手帳おおむね1級・2級の一部 ○療育手帳おおむねA	8000円	併給不可
特別障害者手当(国)	障害者が20歳以上 次のいずれかに該当する児童を監護・養育 1 級・2級 ○身体障害者手帳おおむね1級・2級の一部の障害が2つ以上 ○療育手帳おおむねA1 ○最重度の精神障害	1万4180円	あり
ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当(市)	障害者が20歳以上 次のいずれかに該当する人(介護保険認定者を除く)を同居して介護する人 ○65歳未満のねたきり身体障害者 ○療育手帳A1~A2	2万6080円	あり
		1万2650円	なし

## 「マイホーム借上げ制度」で持ち家を有効活用しませんか

「子どもの独立で持ち家が広くなり、住み替えを考えている」「これから誕生する子どものために、ゆとりのある家を探している」

市では、こうした世帯を支援するために、(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)が実施している「マイホーム借上げ制度」の普及に取り組んでいます。

サポートします。  
物件を借りたい世帯は、物件情報等がJTIのホームページに掲載されているので、ご覧ください。

〈対象〉○持ち家がある50歳以上で日本国籍を有する人 ○家族全員の承諾を得られる ほか ※詳しくはJTIへ  
〈問合せ〉○制度の概要⇒住宅政策課 ☎436-2713  
○制度の活用・具体的な相談⇒JTI ☎03-5211-0757

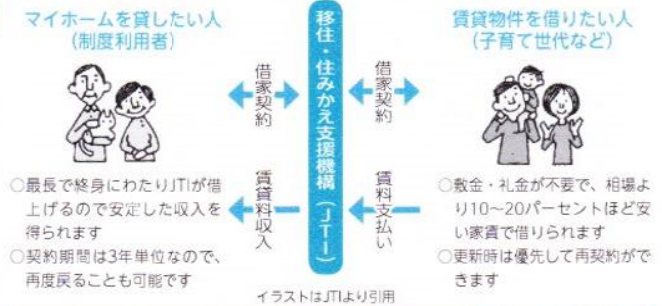
### マイホーム借上げ制度って？

同制度は50歳以上の人を対象に、持ち家をJTIが借上げ、賃貸住宅として転貸するものです。(下図参照)

思い出がたくさん詰まった家を売却することなく、貸し手として賃料収入を得ることができ、借り手となる若い世代は相場よりも安い賃料で物件を借りることができます。これにより、住み替えを希望する世帯の新たな生活を

### 制度利用者への説明会・個別相談会を開催

日時 3月16日(日)午後1時~3時  
⇒説明会 3時~5時⇒個別相談会  
会場 中央公民館  
定員 ①先着100人 ②先着6人  
申込み 住宅政策課 ☎436-2713へ



### 65歳以上の皆さんへ 介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。必ず納めましょう。納めないでいると、介護サービスを利用するときに、次のような保険給付の制限をされることがあります。

滞納期間	制限される保険給付
③ 2年以上	1割負担、後日申請によって保険給付(9割)が支給されません。
② 1年6カ月以上	右記に加え、保険給付の一部または全部が一時的に止められます。
① 1年以上	右記に加え、保険給付の一部または全部が一時的に止められます。

※滞納した保険料は2年で時効となります。さかのぼって納めることができなくなり③の制限がかかります  
※保険料を滞納すると、延滞金が加算されます

納付が困難な場合は、減免制度の対象になることもありますので、早めに介護保険課にご相談ください。

☎ 介護保険課 ☎436・2303

### 大気中の放射線量を継続して測定しています

環境保全課 ☎436・2453

市では、子どもたちが活動する時間が多い学校や公園などを優先して測定し、放射線の基準値を0.23マイクロシーベルト毎時と定めています。なお、この基準値は、福島原発事故の由来による追加被ばくを考慮し、1ミリシーベルト毎時と計算したものです。

調査場所	測定箇所(砂場以外)	最低値	最高値	平均値	砂場
小室保育園	5カ所	0.07	0.10	0.08	0.13
小室公園	5 "	0.06	0.11	0.08	0.09
小室小学校	5 "	0.09	0.13	0.11	0.05
豊登小学校	5 "	0.08	0.10	0.10	0.07
八木が谷第2公園	3 "	0.09	0.11	0.10	0.05
若松公園	5 "	0.06	0.08	0.07	0.05
坪井近隣公園	5 "	0.06	0.11	0.08	
習志野台第二保育園	3 "	0.05	0.06	0.05	0.09
薬丹台小学校	5 "	0.06	0.09	0.08	0.07
金杉小学校	5 "	0.07	0.08	0.07	0.07
運動公園	5 "	0.06	0.12	0.10	0.09
天沼井天池公園	5 "	0.05	0.07	0.06	0.07
市立船橋特別支援学校	4 "	0.07	0.13	0.09	
法典公園(グラスポ)	5 "	0.08	0.11	0.10	0.06
西船保育園	3 "	0.07	0.07	0.07	0.08

### 第1回 市議会定例会

☎ 議会事務局 ☎436-3022 ☎436-3013

本会議は2月24日(開会)予定です。会期や審議日程などは、2月19日(休)の議会運営委員会で決定されます。

〈請願・陳情〉2月21日(開会)午後5時までに受理されたものが審議されます

〈傍聴〉本会議は午後1時からで、誰でも自由に傍聴できます。委員会は、委員長の許可を得ておおむね6人まで傍聴できます※受付時間等、詳しくは、議会事務局にお問い合わせください

〈託児ルーム・手話通訳の利用〉傍聴の際、1歳から就学前までの児童は、託児ルームを利用できます。また、聴覚に障害のある人には手話通訳者を配置します(いずれも利用日の7日前までに要予約)

☎ ホームページ (http://www.city.funabashi.chiba.jp/assembly/) で本会議を生中継・録画放送するほか、審議日程などをお知らせしています。

☎ 本会議の様相をケーブルテレビ JCN船橋習志野(地デジ11チャンネル)で録画放送します。詳しくは、本社 ☎0120-914-000へ。